



平成 28 年 11 月 30 日

白馬村村長

殿

生き生き白馬の会

開発基準見直しに関する要望書

私たちは、白馬村で生活していく「類」がこの景観と自然環境だと考えます。里山の風景は農業を営む村民たちの手によって、スキー場の風景はそこで働く人たちによって維持されてきました。先人たちが苦しいながらも開墾し農地を耕し、スキー場をより良いものにと働いてきた、その「生活の営み（仕事）」そのものが、この素晴らしい景観を作ってきたのだと確信しています。

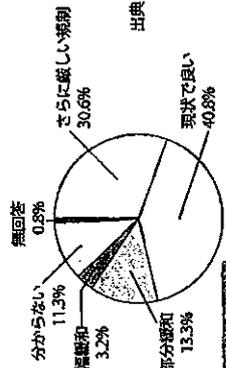
「農家と民宿」が里山を作り、スキー場が山麓の風景を整え、それらと織りなす雄大な白馬連峰の山々がこの絶景を作り、観光客を呼ぶのだと言えるでしょう。

利潤追求のみが目的化され、規制緩和によって来場可能となった「生活の営み」とかけ離れた活動を行う企業よりも、先人たちの労苦を知り、里山と白馬連峰が織りなす自然景観を守りたいと考え、地域住民と手を携え共に歩んでいける企業や人が来るのが、永続的な「白馬」の繁栄につながっていくと考えます。

また、白馬にとつて真に「優良な投資」とは、現在の規制の中でも十分に「事業展開を行える」と判断できる」企業や人が行う投資だと考えます。

【要望項目】

1. 白馬の自然環境、生活環境、既存の仕事環境を守り、充実することに力を注いでください。
2. 開発基準の緩和に疑問を持つ71.4%の村民の声を尊重してください。
3. 地域住民の同意を得ることの条件を無くさないでください。
4. 規制緩和は、村が主導権を持った協働の「村ごと自然公園」の村づくりを支障をきたします。現行の開発基準を守ってください。
5. 村民が審議過程を知ることができるよう、審議会を公開するよう指導してください。また、変更の最終決定は全村民の理解を得てから行ってください。



出典：第5次白馬村総合計画 村民アンケート
「白馬村の開発規制について」(427ページより)

白馬村村長 岡田 隆



平成 28 年 11 月 30 日

環境審議会会長

殿

生き生き白馬の会

開発基準見直しに関する要望書

私たちは、白馬村で生活していく「類」がこの景観と自然環境だと考えます。里山の風景は農業を営む村民たちの手によって、スキー場の風景はそこで働く人たちによって維持されてきました。先人たちが苦しいながらも開墾し農地を耕し、スキー場をより良いものにと働いてきた、その「生活の営み（仕事）」そのものが、この素晴らしい景観を作ってきたのだと確信しています。

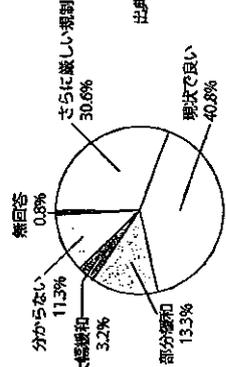
「農家と民宿」が里山を作り、スキー場が山麓の風景を整え、それらと織りなす雄大な白馬連峰の山々がこの絶景を作り、観光客を呼ぶのだと言えるでしょう。

利潤追求のみが目的化され、規制緩和によって来場可能となった「生活の営み」とかけ離れた活動を行う企業よりも、先人たちの労苦を知り、里山と白馬連峰が織りなす自然景観を守りたいと考え、地域住民と手を携え共に歩んでいける企業や人が来るのが、永続的な「白馬」の繁栄につながっていくと考えます。

また、白馬にとつて真に「優良な投資」とは、現在の規制の中でも十分に「事業展開を行える」と判断できる」企業や人が行う投資だと考えます。

【要望項目】

1. 白馬の自然環境、生活環境、既存の仕事環境を守り、充実することに力を注いでください。
2. 開発基準の緩和に疑問を持つ71.4%の村民の声を尊重してください。
3. 地域住民の同意を得ることの条件を無くさないでください。
4. 規制緩和は、村が主導権を持った協働の「村ごと自然公園」の村づくりを支障をきたします。現行の開発基準を守ってください。
5. 審議は、十分な資料やコミュニケーションに基づいて、イメージを共有し慎重に話し合い、全村民の理解を得ることを基本とってください。



出典：第5次白馬村総合計画 村民アンケート
「白馬村の開発規制について」(427ページより)

白馬村の開発基準見直し!?!が 始まっています。

白馬村は「白馬村環境審議会」を設置し「環境基本条例・施行規則」及び「開発指導要項」等の開発基準の見直しを始めました。

私たちは、先人たちの知恵と尽力によって残してきたこの景観・自然環境を「次世代に残したい。」との思いです。今回基準の見直し問題をより多くの村民の皆さまに考えてもらいたいと、本チラシを発行いたしました。

発行：生き生き白馬の会

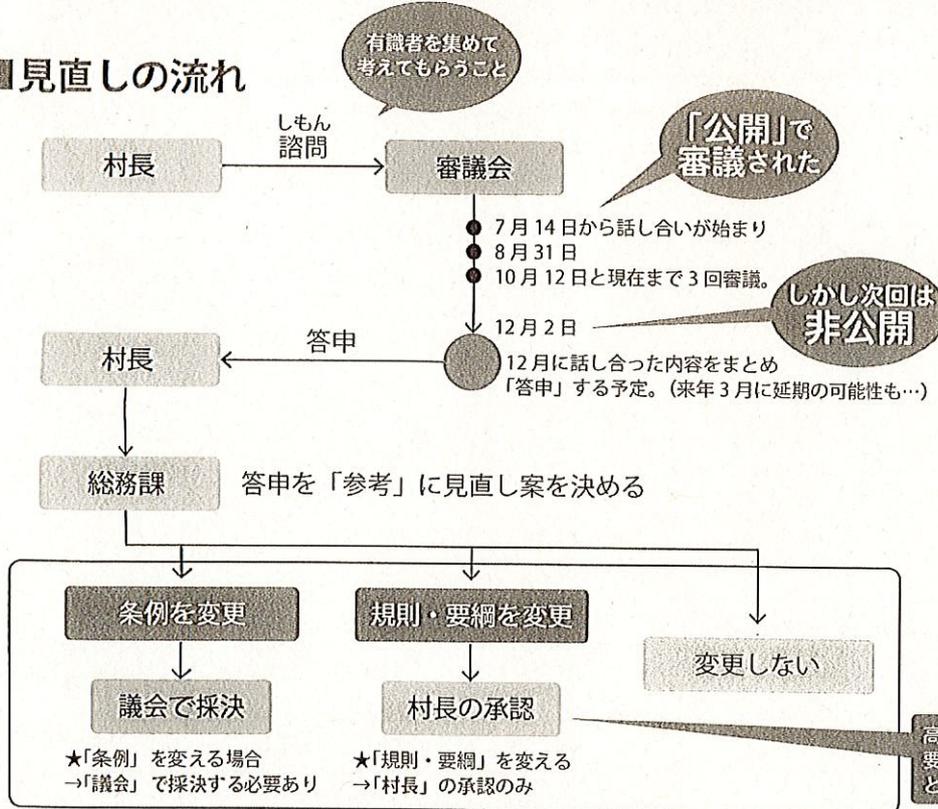
■現在の開発規制～建物などの主な基準 （?）建ぺい率・容積率などの説明は裏面をご覧ください

延べ床面積	建ぺい率	容積率	高さ制限	その他
5000㎡未満	60%以下	200%以下	18m以下	
5000㎡以上 (大規模事業)	25%以下	60%以下	18m以下 <small>(※1)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元同意 (3000㎡以上で必要) ・周囲5m樹木を活かした緑地帯 ・緑地帯面積50%以上

※1「敷地に十分余裕があり、勾配整理を形成するために必要な場合、軒下が18m以下」としている（屋根を落とすやすいようにするための処置で、また落ちた雪がじゃまにならない敷地の大きさを求めていると解釈できるのでは?）

主に「大規模事業」の規制緩和を検討している。

■見直しの流れ



■審議会の委員

(現在：19名)

白馬村議会より4名：議長、副議長、総務社会委員長、産業経済委員長。
白馬村文化財審議委員会、NPO まちづくり白馬友の会、白馬商工会、白馬村農業委員会、(社)長野県建築士会大北支部、白馬建築業組合、白馬建設業組合、白馬村不動産協議会、白馬村索道事業者協議会、白馬村観光局、長野県環境保全研究所より各1名。
北安曇郡地方事務所より2名：商工観光建築課、環境課。
◎3回目以降から参加：白馬五竜観光協会、八方尾根観光協会、岩岳観光協会より各1名
◎1回目のみ参加：白馬村観光局より1名

各委員の発言を、所属団体の「総意の発言」と捉えるのか、「個人の発言」と捉えるかを明確にして、審議会を進める必要があるのではないのでしょうか?

高さ、建ぺい率、容積率、住民同意等の重要な事は、「規約・要綱」に書かれているので「議会」承認なしで決めることができる。なので「審議会」での議論が重要です。

■関係所団体の主な意見 (11/16現在)

審議会委員が、各所属団体に戻って検討し提出しているようです。

団体名	主な提案内容
白馬村文化財審議員	現状維持、環境アセスを強化
NPO まちづくり白馬友の会	現状維持
白馬商工会	(会員の意見集約不能)
白馬村農業委員会	現状維持、環境アセスを強化 (3000平米以上で実施)
(社)長野県建築士会 大北支部 大北	現状維持
白馬建築業組合	緩和。5000平米以上の緩和、開発許可のスピード化、ゾーニング
白馬建設業組合	未提出 (11/8 現在)
白馬村不動産協議会	緩和。地域住民合意の撤廃、5000平米以上の緩和、ゾーニング
白馬村索道事業者協議会	緩和。地域住民合意の撤廃、5000平米以上の緩和、高さ制限の見直し
長野県環境保全研究所	緩和する場合は、慎重審議。劣化しないように担保する方策必要
白馬五竜観光協会	未提出
八方尾根観光協会	未提出
岩岳観光協会	未提出
白馬村観光局	未提出。体調不良により第3回より委員辞退

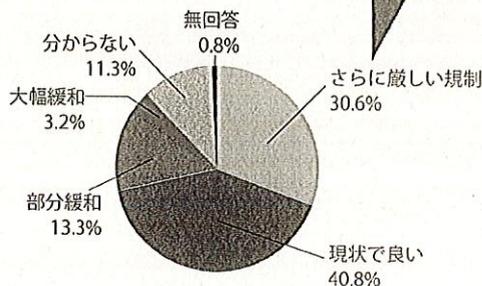
◎その他に提出された意見

・八方区長、八方口区長、和田野区長、山麓区長より提出…特区を作ってその中で緩和。地元同意は残した方が無難。

■村民の意見

村民の多く (71.4%) は、「現状維持～更に厳しく」を望んでいる。

村民の意見はどうする!



出典：第5次白馬村総合計画 村民アンケート「白馬村の開発規制について」(H27.7発表 14ページ)より

これらの情報は、白馬村行政のHPより閲覧できます。

トップページ>分野別に探すコーナーの右下「景観・環境」>左下の「白馬村環境審議会」

主な開発基準の解説

見直しの行方

半数以上の団体は「現状維持」を求めています。大規模事業の見直しに要望する団体もあります。

延べ床面積	建ぺい率	容積率	高さ制限	その他の主な事項
5000㎡未満	60%以下	200%以下	18m以下	
5000㎡以上 (大規模事業)	25%以下	60%以下	18m以下 <small>(※1)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元同意 (3000㎡以上で必要) ・周囲5m樹木を活かした緑地帯 ・緑地帯面積50%以上

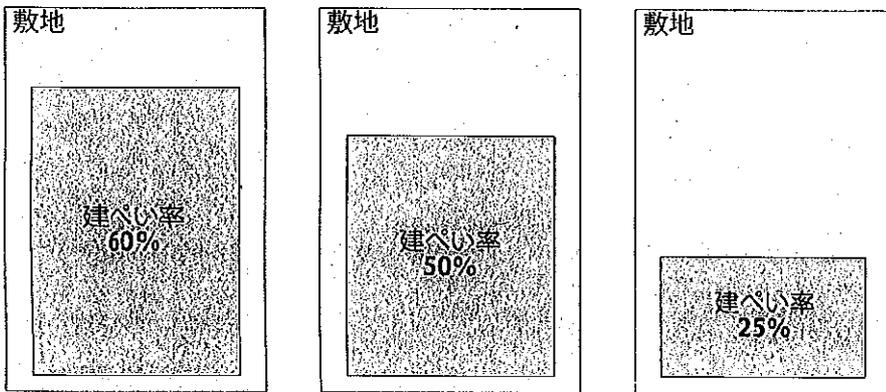
※1 裏面参照

主に「大規模事業」の規制緩和を検討しています。

建ぺい率とは

敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合のことです。

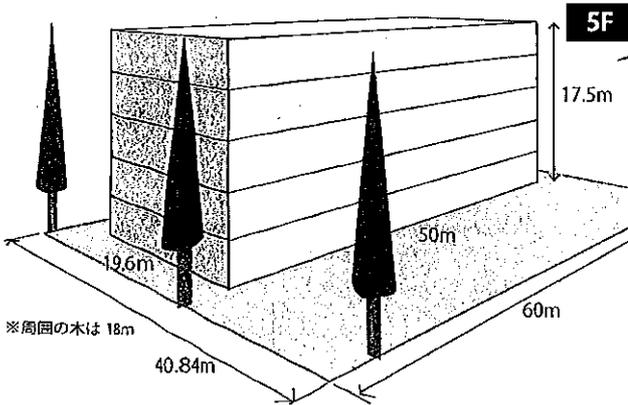
この数値の「数字」のイメージと実際の感じ方とは大きく違います。50%でも圧迫感が出てきますね。25%だと庭やアプローチに優雅さを感じますね。



容積率とは

敷地面積に対する延床面積（各階の床面積の合計）の割合です。

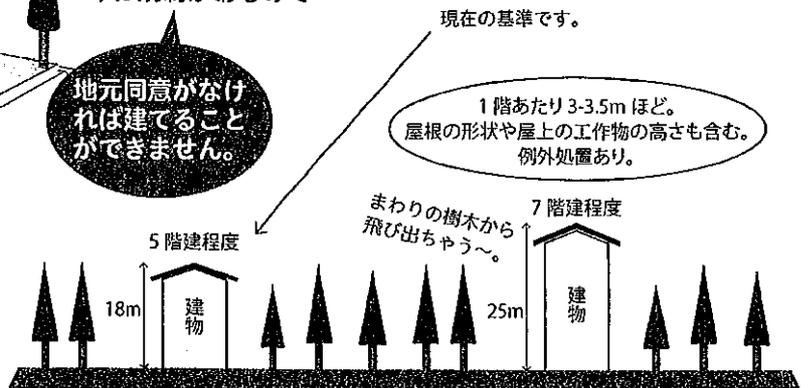
「大規模事業」にならない範囲で容積率を一杯つかったイメージです。延べ床面積が3000㎡を超えるので、地域住民の同意が必要です。



1階（建坪）	980㎡ (50×19.6)	建ぺい率：	40.0%
延床面積	4900㎡	容積率：	200%
敷地面積	2450㎡		

高さ制限

周辺の木の高さを超えないように18mとし、アルプスへの眺望や山麓・田園地帯などの景観が保てるように考えられた数値のようです。ちなみに軽井沢町は13m。箱根町は15m。ニセコや高山などの観光地でも15m前後です。



国内屈指の山岳リゾート地としてお客様に、優雅に豊かにこの自然を楽しんでもらうには先人の努力によって残され維持されたこの自然環境・景観を守っていく必要があるのではないのでしょうか？

左目指す！

とびつきりの山岳地帯を望む眺望と森林・田園と町並みが織りなす景観を次世代に残せるか「今」問われています。



要望書を提出します。！ 賛同いただける方は、ご意見・お名前をお寄せください。

当会では、以下の要望を白馬村長と環境審議会会長に提出いたしました。

1. 白馬の自然環境、生活環境、既存の仕事環境を守り、充実することに力を注いでください。
2. 緩和に疑問を持つ71.4%の村民の声を尊重してください。
3. 地域住民の同意を得ることの条件を無くさないでください。
4. 開発基準の規制緩和は、村が主導権を持った協働の「村ごと自然公園」の村づくりに支障をきたします。よって今の開発基準を守ってください。

皆さまの声も役場・審議会に届けよう！